

条例・意見書

桜川市議会議員定数を定める条例

議員定数 26名→22名に

桜川市議会の議員定数は、法定数26名で、条例数26名です。

現在茨城県内32市のうち、議員定数が法定数以下の自治体は30市です。

桜川市の財政は、税収の大幅な減収により財政規模の拡大は望めない中、経費の削減、行財政改革へ

の取り組みが余儀なくされています。このため、行財政運営についての抜本的な見直しを行い、かつ大胆な改革が必要です。

については、桜川市議会においても市民の期待にこたえるため、開かれた議会を目指し、なお一層充実し活性化するとともに、市の財政運営にも率先して貢献するために、議員定数の条例数26名を4名削減し、22名にするものです。

「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」

に反対を求める意見書

陳情に基づき、議員から提出された意見書が可決され、国の関係行政庁に送付しました

目下、政府では、法務、男女共同参画担当両大臣が選択的夫婦別姓制度導入を柱とする民法改正案を本年の通常国会に提出する意欲を表明し、また、2月19日には、法務省が民法の一部改正案の概要を発表しました。

夫婦別姓に関する主な内容は、

①結婚後、同姓か別姓かの判断は、結婚前に決めなければならない、その決定は変更できない。

②別姓にした場合、子どもの姓を父母どちらかの姓に統一するかは結婚前に決めておかなければならない。

これを決めなければ、婚姻届は受理されないとされる。

しかし、選択的夫婦別姓に関しては、国民の多くは家族のきずなが破壊されていく不安を感じ、加えて、核家族化が進行し、伝統的な家庭の価値観が大きく変わる中、離婚の増加、児童虐待が増え、これらを憂える声は大きくなっています。

本来、民法は家族を保護するための基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護しているものです。

一部の働く女性、男性から旧姓使用を求める声がある

ありますが、各分野の運用面等での対応等で、現実的解決が既に図られています。

ところが、選択的夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、ひいては、離婚、非婚が容易にできる社会の形成につながるのみならず、親子別姓、兄弟別姓をもたらすこととなります。

家族解体につながる民法が確立されることになれば、我が国の社会基盤に壊滅的打撃を加えることになりかねません。

また、他にも、今回の民法改正では、婚外子や中絶の増加が懸念される内容も見受けられます。むしろ、家庭の重要性が叫ばれる今日、必要なのは社会と国家の基本単位である家族の一体感の再確認であり、家族のきずなを強化する施策ではないでしょうか。

以上の内容を踏まえ、政府に対し、婚姻制度や家族のあり方に極めて重大な影響を及ぼす「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書を地方自治法第99条第2項の規定により提出いたします。

平成22年3月18日 茨城県桜川市議会



岩瀬駅前設置されたシェルター

駅利用者の車の乗降に伴う待機施設だが、これに699万円？

問 このような重大な事件の後、どういう覚悟で市長は市政運営をされるのか、お聞きします。
答 これからもしっかりと議員各位、市民の皆さんに、このてんまつについてご説明をし、叱責をいただきながらもしっかりとやらせていただきます。

問 この工事の最高責任者はだれなのか。
答 全関係ありません。明言しておきます。
問 工事の内容と設計に当たって、積算はどのようにしたのか。
答 地方自治法第三三二条の三に基づいてやるべきだったと考えます。

問 市長選と関係があったのか。
答 当然、私に管理責任はあります。既に工事が完了しているので説明責任を果たし、支払いを起こしていかねればなりません。管理体制を強化しながらやらせていただきます。(市長)

問 予算がないということは、二月九日の報告で知りませんでした。(副市長)
答 知らなかったからこそ、議員各位にご報告をし、詳細に説明をさせていただいていきます。契約をして、支払いをさせていただきます。(市長)

問 問題発覚後、執行部との相談があったのか、なかったのか。部長にどのような指示があったのか。
答 事実確認がなされた後、当然補正予算の話も手続上はあるかと思うのですが、状況全般を市長と副市長に説明

問 未契約の工事を進めることについて、どのように考えているのか。
答 手続についてはきちんとした形の中で進めさせていたのだと思います。

問 副市長は、今回の仕事の一連の流れをどのようにとらえているのか。
答 管理者として大変申しわけなく、心からおわび申し上げます。

問 当然、当初の予算に載っていたので事業があることはだれもが分かっています。予算に載って完了し、竣工式もやったのですべて終わったと思っていました。
答 予算がないということは、二月九日の報告で知りませんでした。(副市長)

問 各課長に確認しましたが、そのようなことはないと確信しています。(総務部長)
問 市長、副市長は知らなかったとは言えないのではないのか。
答 知らなかったからこそ、議員各位にご報告をし、詳細に説明をさせていただいていきます。契約をして、支払いをさせていただきます。(市長)

ていただきながら、しっかりと服務規程に基づいて処分させていただきます。(市長)
問 工事契約もなくて、施工業者がどう理由で工事を進めたのか。
答 市の職員から工事依頼されたため、当然業者は市の仕事と認識して施工したのではないかと私は考えています。(建設部長)

問 未契約であるが、シェルターの大きさはどのくらいなのか。
答 高さが二・五メートル、幅が二・一メートル、長さが三十二メートルです。

問 契約をしていないのであれば、仕事はできないのではないのか。
答 契約をしていないので、まだ契約していません。(市長)

問 信号機移設工事は高いのではないのか。
答 信号機は、三社から材料関係の見積もりをとり、最低価格の九〇％で積算しました。シェルターは現場の状況を検討し、執行には細心の注意を払っていきたい。

問 業者は六月も七月も放って置かれているのだから、救済をしなければならぬのではないのか。
答 補正予算に計上した金額については細心の注意を払い、きちんと執行してまいります。